

基本的な手続きの流れ

保育の
必要性の認定
を受けた方

保護者の皆様

① 利用料の支払い

② 領収書等の発行

③ 施設等利用費の請求

④ 施設等利用費の支払い

認可外
保育施設
等

福岡市役所

**保育の必要性の認定を受けていない場合、
まず、福岡市から認定を受ける必要があります。**

保育の必要性の認定、施設等利用費の請求は、必要書類を添付の上、
こども未来局事業企画課に郵送してください。

無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、
これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

✓ 保育の必要性の認定手続きに必要なもの

施設等利用給付認定（2・3号）申請書

添付資料等



就労及び復職（予定）証明書（雇用されている方用）

就労申告書（自営業・内職に従事している方用）

誓約書兼就職活動報告書（求職活動をしている方用）

そのほか、保育要件の確認に必要な書類等

□ 施設等利用費の請求手続きに必要なもの

施設等利用費請求書（2ヵ月毎に申請してください）

領収証兼提供証明書（施設が発行します）

ファミリー・サポート・センター事業を利用の際は
「援助活動の報告」を提出してください。

⊙ 10・11月利用費の請求書等は、12月に郵送してください。

申請書等の様式は [福岡市 幼児教育・保育の無償化](#) または各區役所の子育て支援課にございます。

お問い合わせ先

8月1日開設

保育の必要性の認定手続き、
施設等利用費の請求手続きについては下記電話番号へ

無償化専用ダイヤル

TEL：092-791-6222

開設時間：午前9時30分から午後5時30分まで

（土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く）

郵送先



福岡市役所

こども未来局 子育て支援部 事業企画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL：092-711-4114

E-Mail：jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp